

## 第4節 重点的な取り組み

前節までに示した取り組みの中でも次の項目については、地域福祉の推進にあたっての基盤づくりとして重要と考え、市では重点的に取り組んでいきます。

### 地域での福祉活動の担い手育成の推進

地域での福祉活動の現場では、民生委員・児童委員などの限られた人たちへ仕事が集中し、負担感が増しているとの声が多く聞かれ、福祉活動の担い手が不足しています。一方で、元気な高齢者のみなさんの存在など、工夫次第で、多くの方々に地域での福祉活動へ参加を促すことができる状況にあるともいえます。

地域での福祉活動への参加を促進していくためには、市内で暮らす人たちが気軽に福祉活動へ参加できるような工夫や、限られた人たちに福祉活動の仕事が集中しないような地域での組織づくりの工夫が、とても重要となります。すなわち、地域での福祉活動を、個人的な思いや気持ちのみに期待するのではなく、誰もが安心して活動に参加できるよう、ルールに基づき組織的に進めていく姿勢が求められます。このような姿勢は、地域福祉を推進していく上で、地域に求められる大切な要素です。

介護や福祉の担い手不足を可能な限り解消していくための取り組みは、適切な福祉サービス提供の観点から重要であるとともに、地域での福祉活動を組織的に進めていく、という意識を地域に求め、醸成していくための大きなきっかけになるものと考え、本計画における重点的な取り組みのひとつとします。

#### 【主な取り組み】

- 2-1-26. 福祉活動の協力者の確保をすすめるなど、民生委員・児童委員などに過度な負担が強いられないよう検討をすすめます。
- 2-1-38. 地域で組織的に実施されている見守り活動や相談支援活動、「ふれあいネットワーク」活動などを推進するための支援を行います。
- 2-1-42. 各小学校区の協働のまちづくり組織に設置される福祉や健康づくりに関する部会との連携や協力関係の構築に向けて検討をすすめます。
- 3-2-19. ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。
- 3-2-21. 市内で活躍するボランティア団体やその活動内容などに関する情報を集約する担当部署のあり方について検討します。
- 3-2-22. NPO 法人を含むボランティア団体との協働事業についての検討をすすめます。
- 3-2-23. ボランティア情報センターに対する支援の充実を図ります。
- 3-2-24. 有償ボランティア制度など、新たなボランティア形態を検討します。

## 虐待防止対策の推進

高齢者や子ども、障害のある人への虐待は、その多くが信頼すべき家族によるものであり、虐待を受けた人にとって、身体的な傷のみならず、心の傷も深刻です。特に親や家族との信頼関係を基本に成長していく過程にある子どもがこうむる心の傷は、大人になってからも、深刻な影響を与え続けるとされています。また、虐待は、弱い立場にある者への、いわれなき攻撃であり、まずもって尊重されるべき基本的な人権を脅かすものでもあります。

虐待の発生を防止していくためには、虐待している人たちやそのリスクが高い人たちへのきめ細かい支援が重要です。同時に、虐待の発生やその可能性を感じさせるような言動に対する地域でともに暮らす人々の「気づき」と、速やかに民生委員・児童委員等や行政機関に連絡する行動が、とても重要となります。すなわち、市民一人ひとりが自発的に、地域のことに関心とかかわりを持ち、安心して安全な暮らしのために実際に行動する、という姿勢を持つことが求められます。このような自発的な姿勢は、地域福祉を推進していく上で、市民に求められる大切な要素です。

虐待の発生を防止していくための取り組みは、人権尊重の観点から重要であるとともに、地域のことに関心とかかわりを持ち、安心して安全な暮らしのために実際に行動する、という意識を醸成していくための大きなきっかけになるものと考え、本計画における重点的な取り組みのひとつとします。

### 【主な取り組み】

- 2-2-5. 虐待問題について、人権擁護の視点からの啓発を図っていきます。
- 2-2-7. 虐待問題に対応する相談や通告窓口の周知と機能充実を図ります。
- 2-2-8. 地域からの虐待に関する通告に対し、素早く対応できる体制づくりと、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。
- 2-2-9. 虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、
  - ◇地域ケア会議などのさらなる機能充実を図ります
  - ◇要保護児童対策地域協議会などのさらなる機能充実を図ります
  - ◇自立支援協議会などのさらなる機能充実を図ります
  - ◇地域の各種団体などが行う見守り活動については、各活動分野を越えて、高齢者や子ども、障害のある人などに対するあらゆる虐待を防止する視点を持ってもらう取り組みをすすめます
- 2-2-10. 虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組んでいきます。
- 2-2-11. 虐待の被害にあった人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるよう確保に努めます。
- 2-2-12. 虐待の被害にあった人を保護した後、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。

## 個人情報共有の推進

地域における福祉活動では、訪問や見守りが重要な取り組みのひとつとなっていますが、対象者の選定に当たって、本人や家族の協力を得ることが出来ず、支援が必要との問題意識を抱きながらも、十分な支援に結びつかない事態も生じています。また、そのような現状が、支援する人たちの意欲を低減させる事態にもつながっているようです。このような事態の改善を図っていくため、地域では、情報を共有し、連携を深めながら、訪問や見守り活動を進めていくことが試みられています。その一方で、個人情報保護のもと、活動に必要な情報の提供を受けることが出来ない事態や、地域において情報を十分に共有できない、もしくは、共有する情報の範囲等について、ルールが明確ではなく、困惑しているとの声も数多く聞かれます。

地域において、個人や世帯の情報を共有し、福祉活動に活かしていくためには、個人情報保護の主旨やその考え方について、人権擁護の観点から、しっかりと学び、理解したうえで、十分配慮していくことが重要です。同時に、行政から地域への情報の提供や、地域での情報の共有にあたってのルールが明確ではないために、必要以上に混乱が生じていることから、そのルールづくりが喫緊の課題と言えます。

地域への情報の提供や地域における情報の共有化、また、そのためのルールづくりは、いのちを守る安心安全なまちづくりの観点から重要であるとともに、地域における福祉活動を推進していくという行政の責務の観点からも重要であり、本計画における重点的な取り組みのひとつとします。

### 【主な取り組み】

- 1-1-34. 自治会や民生委員・児童委員などと、支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりについて検討していきます。
- 1-1-35. 個人情報の管理について、区長や自治会の役員、民生委員・児童委員などを対象とした研修や学習会の充実を図ります。
- 2-1-37. 地域における福祉活動をすすめる際に課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりをすすめます。
- 2-2-35. 避難行動要支援者名簿の作成や活用などについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。